

II. 輸出承認の申請手続き

特定有害廃棄物等を台湾へ輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（外為法）第48条第3項の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

平成28年4月1日から初回の輸出承認申請に必要な書類とその後の各通関毎に提出が必要な書類等が変更されましたのでその手続についてご説明します。

1. 輸出承認の申請

輸出承認申請の際には（1）の各書類を提出してください。また、輸出承認を受けた後、貨物を通関する際は、各通関前に（2）の各書類を提出してください。

（1）輸出承認申請の際に提出が必要な書類

① 輸出承認申請書（輸出貿易管理規則別表一の二） 2通 （両面印刷のこと）

② 申請者に関する次の書類 1通

イ 登記簿の謄本（申請者が法人である場合に限る。）

ロ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

（注）上記の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。

③ 申請の理由に関する次の書類 各1通

イ 輸出承認申請理由書（申請理由書様式によるもの）

ロ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ハ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

⑤ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）各1通（⑦に該当する場合を除く。）

イ 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類

ロ 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類

⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

⑦ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 1通

⑧ 特定有害廃棄物等の排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程に関する書類 1通

- ⑨ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細を記載した貨物のフロー図 1 通
- ⑩ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する次の書類 各 1 通
- イ 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
 - ロ 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
 - ハ 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
 - ニ 特別な取扱いの指示
- ⑪ 台湾における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各 1 通
- イ 台湾における環境関連規制の遵守の状況
 - ロ 大気汚染防止対策(排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)、水質汚濁防止対策(排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
 - ハ その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると処分者(処分に伴って生じたものの処分者を含む。)が評価している根拠となる情報
- ⑫ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類各 1 通
- イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分
- ⑬ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 1 通
- ⑭ 別紙1に示す書類 1 通
- ⑮ その他必要と認められる書類 各 1 通
- 例えば、以下の書類が必要となる場合があります(これ以外の書類が必要になることもあります)のでご協力ください。
- イ 特別有効期間設定依頼書(承認の有効期間が6か月以上の場合又は6か月未満の場合)
 - ロ 貨物に係る情報(概要、カラー写真、成分分析表等)
- ※原則として、構成成分(有用物及び有害物)の含有量等が分かるものをお願いします。
- ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、FAX番号、E-mailアドレスが確認できる名刺等の写し

(2) 各通関毎に提出が必要な書類

- ⑯ 台湾との輸出に係る移動書類(写)届出書(別紙2)

- ⑰ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の2（5）に基づくもの。）（別紙3）
- ⑱ 輸出承認証（裏面を含む）の写し 1通

（3）提出先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電 話：03-3501-1659（直通）

2. 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記1（1）の①から⑮までに従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（1）の⑬）に該当するものについては同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当していること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。
- ② 台湾以外への輸出でないこと。
- ③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。
- ⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。
- ⑥ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。台湾が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。
- ⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決め（2005年12月1日付け）の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

3. 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付します。

- 1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。
- 2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記1の移動書類の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 3 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 4 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

4. 事前相談

輸出を検討されている段階で、輸出承認審査に必要な書類等について必ず事前に環境省へ相談してください。

【連絡先】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5501-3157（直通）